（一社）全国鐵構工業協会

「海外で製作した鉄骨加工製品(BH、BCP、柱・はりの完成品等)」に関する注意喚起

ゼネコン等の指示（支給材）で、
「海外で製作した鉄骨加工製品(BH、BCP、柱・はりの完成品等)」を受入れ・加工する場合は、
下記内容に十分注意をして対応する様お願いいたします。

1. ゼネコンの指示（支給材）に基づき海外で製作した鉄骨加工製品を受入れ・加工する場合は、そのリスクを十分に認識し、ゼネコン側と適切に協議のうえ対応して下さい。
2. 海外で製作した鉄骨加工製品の支給を受ける場合、受入時の検査義務はゼネコン側にあることを両者で確認して下さい。
3. 万が一、受入れた部材等に品質的な問題があった場合は、ゼネコン側に確認を求め、返却等の対応を含めゼネコン側と協議して下さい。

4. 上記の様な協議を経ずに海外部材等を受入れ・加工した場合、仮にゼネコンの指示（支給材）に基づき手直しを行ったとしても、品質問題が発生した場合は、ファブ側にも責任等が及ぶ可能性があることを認識して下さい。